

子ども文教委員会
令和7年1月28日

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の引上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均14,860円（3.80%）

給料 12,383円

はね返り 2,477円

※ 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げを行う。

2 諸手当の改定等

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ

			年間支給月数		
			現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	管理職員以外の職員	期末手当	2.50	2.525(+0.025)	2.525(+0.025)
		6月	1.250	1.250(—)	1.2625(+0.0125)
		12月	1.250	1.275(+0.025)	1.2625(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	2.35	2.375(+0.025)	2.375(+0.025)
		6月	1.175	1.175(—)	1.1875(+0.0125)
		12月	1.175	1.200(+0.025)	1.1875(+0.0125)
	合計		4.85	4.90(+0.05)	4.90(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	期末手当	2.15	2.175(+0.025)	2.175(+0.025)
		6月	1.075	1.075(—)	1.0875(+0.0125)
		12月	1.075	1.100(+0.025)	1.0875(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	2.70	2.725(+0.025)	2.725(+0.025)
		6月	1.350	1.350(—)	1.3625(+0.0125)
		12月	1.350	1.375(+0.025)	1.3625(+0.0125)
	合計		4.85	4.90(+0.05)	4.90(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	期末手当	1.40	1.425(+0.025)	1.425(+0.025)
		6月	0.700	0.700(—)	0.7125(+0.0125)
		12月	0.700	0.725(+0.025)	0.7125(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	1.15	1.175(+0.025)	1.175(+0.025)
		6月	0.575	0.575(—)	0.5875(+0.0125)
		12月	0.575	0.600(+0.025)	0.5875(+0.0125)
	合計		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	期末手当	1.225	1.25(+0.025)	1.25(+0.025)
		6月	0.6125	0.6125(—)	0.625(+0.0125)
		12月	0.6125	0.6375(+0.025)	0.625(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	1.325	1.35(+0.025)	1.35(+0.025)
		6月	0.6625	0.6625(—)	0.675(+0.0125)
		12月	0.6625	0.6875(+0.025)	0.675(+0.0125)
	合計		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)

※ 令和7年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末及び勤勉手当の年間支給月数

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
4. 8月 → 4. 9月 (+0. 05月)
- ・定年前再任用短時間勤務職員
2. 5月 → 2. 6月 (+0. 05月)

(2) 義務教育等教員特別手当に係る改正

教育公務員特例法等の改正に伴い、教員の職務や勤務の状況に応じた待遇を実現するため、義務教育等教員特別手当の月額について、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定める。

3 施行期日等

- (1) 給料表の改定並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改定 公布の日
※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。
- (2) 義務教育等教員特別手当に係る改正 令和8年1月1日
- (3) 令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改定 令和8年4月1日